

# ○チームオレンジおおぶ登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 認知症の知識を持った団体及び法人（以下「団体等」という。）が、その知識を活かし、認知症の人ができる限り、地域の社会で、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりに寄与する活動（以下「チームオレンジおおぶ活動」という。）を推進するため、チームオレンジおおぶ登録事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「チームオレンジ」とは、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるまちづくりに寄与する活動を行う団体等をいう。

2 この要綱において「チームオレンジおおぶ」とは、チームオレンジのうち、第4条に定める登録要件を満たすものとして大府市に登録されたものをいう。

(事業内容)

第3条 市長は、チームオレンジおおぶ又はチームオレンジおおぶを立ち上げようとする者に対し、次に掲げる事業を行う。

- (1) チームオレンジおおぶの立ち上げ支援に関すること。
- (2) チームオレンジおおぶが行うチームオレンジおおぶ活動の広報に関すること。
- (3) チームオレンジおおぶからの相談に対する助言に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(登録要件)

第4条 登録の対象となるチームオレンジは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に所在地を有し、又は活動の拠点があるもの
  - (2) チームリーダー又は所属するメンバー1名以上が、認知症サポーター養成講座の受講修了者であるもの
  - (3) 本市が主催するステップアップ研修をチームとして受講し、又は受講する予定であるもの
  - (4) 複数人の所属するメンバーにより認知症の人等への早期からの継続支援を行うもの
  - (5) 地域住民団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、医療法人、介護事業所、福祉事業所、学校、民間企業等のチームが立ち上げ、又は運営するもの
- 2 登録の対象となるチームオレンジは、認知症の人等の社会参加を支援するため、認知症の人等もチームの一員として参加できるように努めるものとする。

(留意事項)

第5条 チームオレンジおおぶの運営は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) チームオレンジおおぶとしての活動で知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。
- (2) 事故防止及び安全な運営に努め、活動中の事故及び苦情に対して誠意をもって対応すること。
- (3) 市の認知症施策の推進に協力すること。

(申請)

第6条 チームオレンジおおぶの登録を受けようとする団体等（以下「申請団体等」とい

う。)は、チームオレンジおおぶ登録申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは登録を決定し、チームオレンジおおぶ登録決定通知書(第2号様式)により申請団体等に通知するものとする。

(変更届)

第8条 チームオレンジおおぶは、前条の規定により決定された内容に変更があるときは、チームオレンジおおぶ登録変更届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(取消し)

第9条 チームオレンジおおぶは、登録の取消しをしようとするときは、チームオレンジおおぶ登録取消届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、チームオレンジおおぶが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項に定める登録要件に適合しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により、登録を取り消すことを決定した場合は、チームオレンジおおぶ登録取消決定通知書(第5号様式)により、当該チームオレンジおおぶに対して通知しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。